

○総務委員会

令和2年2月12日（水曜日）

午後0時59分 開会

午後5時12分 散会

午後2時59分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

なお、先ほど決定いただきましたとおり、健康医療部長、環境部長及び廃棄物対策課長に入室していただいています。

（佐藤敏行健康医療部長、奥田晴久環境部長、鈴木啓也廃棄物対策課長入室）

○内藤智司委員長 質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしく願いいたします。

まず初めにでございますが、私が出席を求めたのは廃棄物対策課長と健康医療部長なんですね。環境部長も出席されておるんですけども、私が求めた体裁になっているということを議事調査課長には申し上げて、それはおかしいのではないかと申し上げました。理事者の皆さんも人件費がかかっているわけでありますから、必要であれば出席していただいたら結構かと思えますけれども、基本的な質問でございますので、日常業務に支障を来さないようお願いをしたいと思います。

では、質問に入ります。

管理職昇任試験について、人事課長に伺います。

私は、2年前の平成30年2月6日の総務委員会におきまして、奈良市職員は管理職も含めて法務分野に関する知識及び技能が著しく不足しているということを指摘いたしました。法令例規を無視した行政執行がまかり通り、市民に対し償うことのできない重大な損害を与え、社会に貢献すべき公務員が市民に迷惑をかけているということを申し上げました。昇任試験などを通じ、客観的な指標を用いて各職員の法務能力の向上、そしてその能力の把握、これに努めるべきことを求めました。

その後、議会においては、同年3月16日に当時の総務部長は、昇任試験の際に知識やスキルを問う機会を設けると答弁し、同年5月22日に人事課長は、昇任試験におきまして、筆記試験の中で法令に関する知識を問うなど法令知識の向上につながる要素を試験に取り入れると答弁し、同年6月15日には市長が、中級職員昇任試験だけではなく係長昇任試験及び管理職昇任試験においても導入に向けて検討する旨を答弁し、同年10月23日に総務部長は、中級職員昇任試験において既に法務分野の内容を入れて実施した旨、及び係長昇任試験及び管理職昇任試験においても同様に実施する予定である旨を答弁しております。

さらに、平成31年3月6日には、私は行政法の理解について行政各部へ全く浸透していないという実情を指摘し、改めてその点の改善策の提示を求めたところ、市長は、「現在、管理職試験等におきましても、そういった要素を盛り込んで、職員にも自己研さんに励んでいただくよう、今取組を進めているところでございます」と答弁しております。

同年3月14日の予算審査等特別委員会、そしてその他の機会におきましても、私は市が管理職

も含めて、昇任試験において法務分野に関する事項を導入するに至ったことは高く評価すると申し述べてまいりました。昇任試験における法務分野の内容については、昨年度、以上の経緯により実施したばかりでありますから、今後は内容を一層充実させていく、試験の内容を的確なものに改善していくということが必要であると思料いたします。

特に大きな決裁権限、専決権、代決権を有することにもなる各所属長を含む管理職への昇任試験の法務分野については、どのような内容を目指していくべきと考えているのか、人事課長の答弁を求めます。

○鈴木千恵美人事課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

管理職昇任候補者選考試験の廃止ということでございますが、本市における管理職の（三橋和史委員「廃止するんですか」と呼ぶ）はい。管理職試験での法務能力の（三橋和史委員「どうぞ、続けてください」と呼ぶ）はい。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時4分 休憩

午後3時4分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

挙手してください。

○鈴木千恵美人事課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

管理職に必要な法務能力の担保ということでございますが、委員の御指摘のとおり、職員の法務能力につきましては、公務員として職務を全うする上で必要不可欠な能力であると考えております。

職員の法務能力向上に関する研修ということを考えておりまして、これまでも新規採用職員研修や法務ガバナンス課と連携した研修等を行ってきたところでございます。

管理職昇任候補者選考試験におきましては、法的知識に関する問題を出题することで、職員に改めて学習するきっかけを与えるとともに、当該能力の有無を確認する機会とこれまでしております。

一方で、試験対策として行う学習は一過性のものとなりやすく、継続した学びにつながっていないのではないかと懸念がございました。職員自らの意思で自主的に法務能力向上のための行動を起こし、法的な解釈や運用に関する知識を実際の業務で実践し、さらに自己の知識を最新のものに更新できる力を身につけることが肝要であると考えております。

今後、職員の法務能力を担保する具体的な手法といたしまして、全職員対象としては体系的に法的知識を身につけ、リーガルマインドを醸成する仕組みの一つとして、eラーニングや法務担当職員による講義を（三橋和史委員「そんなの聞いていない」と呼ぶ）検討しているところでございます。

管理職対象としましては、例えば新たに管理職に昇任した新任課長補佐級（三橋和史委員「委員長、これ、時間の浪費でしょう。全然聞いていないことを答弁されている」と呼ぶ）

○内藤智司委員長 課長、簡明にお答えください。（三橋和史委員「試験の内容をどうしていくんですかと聞いているんですよ。答弁の内容が質問に答えていない」と呼ぶ）

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

管理職昇任試験につきましては、人事課といたしましては、職員向けにもう廃止の旨を通知し

ているところでございます。

法務能力の担保につきましては、今申し述べましたように、管理職に昇任する新任課長補佐級職員を対象とするなど、弁護士職員による講義であったり事例演習による法務研修を実施するなど、関係法令の的確な解釈や運用能力の向上を図っていきたいと考えております。また、併せまして、これらの取組の研修成果を図る手法についても検討してまいります。（三橋和史委員「聞いていない。時間が限られているのに、そんなの審議妨害じゃないですか」と呼ぶ）

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、全く聞いていないことをぺらぺらと、よくもそんな審議妨害されますよね。委員長からも注意されてください。

いや、私、ただいま答弁を聞いて耳を疑ったわけですが、管理職昇任試験自体を廃止すると聞こえましたけれども、何かの間違いですか。隣の委員にもお聞きしましたけれども、驚いておられますけれども。

いや、先ほど私が申し述べた経緯をたどって、議会でも再三にわたって、管理職も含めて昇任試験において法務分野を導入していく旨の答弁が行われた上で、法務分野を含めた管理職昇任試験が実施されたわけでありまして。それを廃止されるというのは、血迷っておられるとしか思えないんですけれども、またこれ虚偽の答弁をされていたんですか。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

これまでも管理職昇任候補者選考試験の在り方については議論をしてきたところでございます。今年度、管理職昇任候補者選考試験を行わない旨、庁内に周知しているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、先ほど私が摘示いたしました数々の議会答弁との整合性について説明してください。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたように、試験対策としての法務能力の学習ではなく、これからは管理職へ昇任した職員に対する実践的な事例演習なども含めまして、法務能力を向上させる手法を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 この分野につきましては、10回近くにわたって議会審議で取り上げ、理事者側もそれに即した答弁をし、取組をしてきたわけですが。限られた審議時間でこれだけ言及をしてきたにもかかわらず、副市長や担当部長、人事課からも私に何の相談もない。それどころか、私が管理職昇任試験を廃止するという情報をつかんで、人事の担当職員に問い合わせれば、なぜ三橋議員がそのことを御存じなのかと非礼極まる逆質問を受ける始末であります。その時点では、まさかこれが市の見解ではあるまいと思っておりましたが、先ほど来の答弁内容を受けて憤りを禁じ得ないわけでありまして。

管理職昇任試験を廃止するという市の人事施策上の極めて重大な事項について、議会側に何か相談されましたか。議長、副議長、正副委員長、いかがですか。何か聞いておられたんでしょうか。分かりませんが。聞いていらっやらないと議長がおっしゃっていますけれども。

議会側に相談もなく、こんな極めて重大な施策の変更を実施したんですか、決定したんですか。しかも、市長をはじめ関係理事者が繰り返しこの間、管理職昇任試験を含めて法務分野に関する試験内容を導入していく取組を進めていくという答弁をしていた矢先ですよ、これを覆す。これ

を虚偽答弁と言わずして何と言うのか。市民に対する背信行為以外の何物でもありません。意思決定の経緯について詳しく答弁してください。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時11分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

挙手をお願いします。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

本市におけます管理職への昇任につきましては、これまでは奈良市職員の任用に関する規則第4条に基づきまして、競争試験により昇任候補者を選定し、昇任候補者名簿登載者の中より任用を行ってまいりました。

一方で、地方公務員法第23条第2項におきまして、人事評価、これを人事管理の基礎として職員の任用に活用するよう規定されていることから、国や他自治体におきましても人事評価の昇任への活用が進められております。

本市におきましても、平成24年度から人事評価制度を導入し、一定、定着したことを踏まえまして、管理職員への任用につきましては選考試験を廃止し、人事評価を積極的に活用し、管理職員としてふさわしい職員を任用するというところで廃止した経緯がございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 法的根拠の解説については、私のほうが詳しいのもう結構なんですよ。だけど、聞いているのは、意思決定の経緯について答弁を求めているんですね。

先ほど来聞いておったら、ずっと前から検討していたというようなことをおっしゃっていますけれども、この間10回近くにわたる議会答弁は何だったんですか。

○内藤智司委員長 人事課長でいいですか。

○三橋和史委員 人事課長でいいです。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

管理職試験を実施するに当たっては、法務能力の向上を図った内容にするとこれまで検討してまいりました。しかしながら、一方で、管理職選考試験に代わって人事評価を活用するというのも検討してまいりました結果、今年度につきましては管理職昇任候補者選考試験はもう行わないということを決定したのになります。

以上でございます。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時15分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

委員お述べのとおり、管理職昇任候補者選考試験におきまして法務能力の向上ということは、人事課としましてもこれまで議論してまいったところでございます。

その法務能力の担保という点につきましては、管理職昇任候補者選考試験の試験対策としてする

のではなく、他の手段によって法務能力の担保を図っていくということを今考えているところがございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 この管理職昇任試験の廃止はいつの時点から検討を始めたのか、お答えください。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時16分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美人事課長 具体的にいつからとお答えするのはかなり難しいですけれども、昨年の管理職昇任候補者選考試験を実施する際にも議論はされていたところでした、今年度につきまして本格的に廃止の議論を行ったところがございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 冒頭にも申し上げましたが、平成31年3月6日の時点で市長がですよ、「管理職試験等におきましても、そういった要素を盛り込んで、職員にも自己研さんに励んでいただくよう、今取組を進めているところがございます」と答弁しているんですよ。

取組を進めるんでしょう。取組をやめますなんていう答弁を誰がしているんですか。これ、市長の答弁ですよ。市長の答弁がある裏側で、水面下で真逆のことを検討しているんですか。

○内藤智司委員長 誰ですか。

○三橋和史委員 人事課長でいいです。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

様々な観点から議論をしていたということがございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、聞いていることと全く関係のないことをおっしゃっているんですが。市長答弁があるんですよ。その裏側で、全く真逆の方針を検討していたということですか。もう時間がもったいない。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

今年度の管理職昇任候補者選考試験の在り方につきましては、人事課も議論はしましたけれども、市の方針としてお伺いを立てて決定したものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 通常であればあり得ないことではありますが、私の調査では、以前に実施された人事異動に当たり、あらかじめ発表された内示の人事異動表の管理職の枠において、管理職昇任試験を受けていない職員の名前が掲載されていたことが発覚いたしました。こちらでございます。

(三橋和史委員資料を示す)

この際、当該職員は管理職昇任試験を受けていない旨、及び管理職への昇任を希望しない旨を申告し、結局のところその後内示の内容が変更されたという経緯がございました。これはいつの時点で発生した事象でしょうか。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時20分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

内示後に判明したものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 いつの時点ですか。年月日を教えてください。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時21分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美人事課長 お答えいたします。

平成31年3月でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 遅くとも平成31年3月の時点で、管理職昇任試験を受けていない職員を管理職に昇任させようとしていたことは明白であります。既に管理職昇任試験を廃止しようという魂胆が市にあったという客観的な証拠であります。裏側ではその廃止を画策しておきながら、まるで取り繕うように表向きは1年だけ法務分野を入れた管理職昇任試験を実施し、議会でも管理職昇任試験に法務分野を取り込んでいく旨の答弁をしていたという、この上ない二枚舌。これに関与した職員については、その職務姿勢は許し難きものであります。

以前にも申し上げました。政治家の言論はその命そのものであります。以前にも申し上げました。市長は命をかけて議会答弁してくれと。職員も職を賭して議会答弁に臨んでくれと。将来を約束する議会答弁をしておきながら、その期待を平気で踏みじめるものであり、組織ぐるみの信用失墜行為、許されざる背信行為。市職員が自らを墮落させるために自らの手で試験を廃止するという、改悪するものと断罪するものであります。

人事施策、人事制度は継続性、安定性が要求されるものであります。それを朝令暮改も甚だしく、しかも改悪するとは、奈良市という組織体を崩壊へ向かわせる所業であると言わざるを得ません。

現職市長の任期は残りわずか1年余りであり、不祥事も立て続けに発生しており、この次の選挙でいなくなる可能性もあるわけであります。将来の奈良市という組織体の質の維持向上に対して、あまりに無責任に1年前に導入した制度を崩し、この次の市長が立て直す手間を増やすものであるとしか私の目には映らないものであります。

さらには、管理職昇任試験を廃止すれば、昇任を希望しない職員が管理職になる可能性も生じるわけであります。能力の実証がないまま、時の派閥や政治的な介入によって恣意的な管理職昇任人事が行われる弊害の道さえ開いたわけであります。

もはや言うまでもなく、法務能力のない職員、これが管理職に就き続け、自己研さんを積み能力のある部下の職員を潰すことさえ想像に難くないわけであります。これらの点について、譲れない一線を仮に譲ったとしても代替措置が必ず必要であると考えますが、管理職の法務能力の具備を担保する取組としてどのようなことを実施する予定であるのか、総合政策部長の答弁を求めます。

○染谷禎章総合政策部長 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

法務能力の向上につきましては、委員御指摘のとおり、私も共通の問題認識は持っております。管理職試験をやっていたことで勉強する効果があって、それで法務能力を向上させようという一翼を担ってきたことも事実でございますので、管理職試験が廃止となりますとその代わり、今、人事の担当と法務部局とでそれぞれの階層別でどのような法務能力が必要かという分析もやりつつ、どういうふうに研修をしていったらいいのかという研修体制についても検討をしています。

ただ、研修するだけでは理解がどの程度されているかというのが分かりませんので、その理解度をはかるような仕組みについても同時に導入していきたいと考えております。その理解度をはかる方法についても、その内容については今検討しているところでございます。

以上です。

○三橋和史委員 研修を実施するというところであります。しかし、これまでも形だけの研修は実施してきたわけですが、成果は全くありません。法的素養がないために、市政に関する会話が成り立たない。平気で市民をだます説明さえしている管理職はあふれていると言っても過言ではありません。

あらゆる職業にその職種に応じた能力が必要であります。行政職員として極めて基礎的な能力が法務能力であります。極めて基礎的なこの能力であります。個々人の意欲や努力がなければ身につかず、しかも一朝一夕では習得されないというものであることは、部長も答弁でおっしゃったとおりであります。

形だけの研修を実施しても無意味であり、税金の無駄遣いでもあります。そもそも公務員であるなら、そのような基礎的な法務知識や能力は入庁前に身につけておくべきことが当然であるにもかかわらず、税金を使って研修を受けさせようとするその発想自体が、市役所の考えが市民感覚と乖離しているわけであります。

本来なら自己研さんによって能力を磨き、その能力を実証するために試験によって選抜すればよいだけのことであります。仮に税金を使って身につける機会をいただくというのであれば、つまり血税を投入して研修を実施するというのであれば、基礎的な法務知識や能力を具備しない管理職はもはや存在しなくなるということが実証される徹底した方法で実施すべきものであります。その点を踏まえまして、より具体的にその手法についての答弁を求めます。

○染谷禎章総合政策部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

まだ具体的にどういう方法でということが煮詰まっているわけではありませんけれども、例えば理解をはかる方法として、法務能力の中身を、単なる条文を覚えるとかそういうものではなくて、その趣旨であるとかその解釈であるとか、そういうふうなものをレポートで出させるとか、あと、課題を与えてそれを法解釈していくというふうな方法で、どの程度理解をしているかというのをはかっていきたいなというふうに考えております。

○三橋和史委員 ここに紹介いたしますが、質の低い組織の人事の担当者が考えそうなことを挙げますが、一律に研修を実施することは控えていただきたいと思っております。当然のこととして、自己研さんにより既に基礎的な能力を習得している良識ある職員に対して、自己研さんを怠ってきた職員と同列に扱って、極めて基礎的な内容の研修を受けさせることは無駄であり、控えるべきであります。

そのためには、まず法務分野の資格試験や検定試験などの客観的な指標に基づいて、既に能力のある職員を研修対象から除外してもらいたい。そして、自己研さんを怠り、税金を使って基礎

的な法務知識及び能力を習得させなければならない職員などを研修の対象として、当該研修を少なくとも6か月程度の期間を費やし、週に1回、1回につき1時間程度の頻度で実務的な内容で実施し、研修の成果を実証するためには、その最後には試験を実施し、その順位を役職及び氏名を明記して研修の出資者となる市民一般に公表すべきであると考えます。

本来なら管理職昇任試験で、能力の実証に基づいて昇任させればよいだけのものを、それに抵抗して研修という代替手段を示したわけであります。税金を使って研修を受けさせていただくというのであれば、その内容及び成果を市民に具体的に公開するという事は筋というものでありまして、職員にとって研修を実のあるものにする動機づけとしても必要であると考えます。この点について、総合政策部長の見解を伺います。

○染谷禎章総合政策部長 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

法務能力に応じて研修内容を変えるというのも、私もそれは同感とするところです。そうすることによって効果的な研修ができると思いますので、それはそのように思います。

あと、研修した結果、順位づけをして公表したらどうかという御提案だと思うんですけども、そのことにつきましては、そうすることによるメリットとデメリットというのをちゃんと検証した上で、検証してちょっと考えていきたいなと思います。

○三橋和史委員 本来、公務員の皆さんが自己研さんとして行うべき内容の学習を、税金を使って研修を実施させていただく、つまり市民の皆さんに負担をお願いするというのであれば、その出資者となる市民の皆さんにその研修の成果を公表するというのは当たり前のことだと私は思いますので、ぜひともそのように取り扱うように求めておきます。

時間がございませんので、次に行きます。

新型コロナウイルス感染症COVID-19については、中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生して、死者が多数に上り、その後同国の広域で感染が拡大し、我が国でも多数の感染者が確認されております。

現時点においてウイルスの性質の全容は解明されておらず、したがって感染力や感染対応なども明らかになっている状況にはありません。かかる感染の拡大は、感染の事実を語る言論を封殺し、真実を隠して誤った情報を流し続けてきた行政執行者は、死してもその罪を滅ぼすことはできないものであります。

本年1月22日の段階で、私は奈良市保健所が本件に関して全く情報発信をしていない点を問題提起したところ、SNS等を通じて一定の情報発信を開始したことが確認できております。しかしながら、掲載情報の内容に実のあるものはなく、1月28日の午前中に私が改めて新型コロナウイルス対策本部の設置を求めたところ、同日中に武漢市への渡航歴のない本県在住の男性が感染していることが確認され、対策本部が設置されたところであります。

かかる事情を踏まえまして、本件に関する市の広報体制について伺います。秘書広報課長の答弁を求めます。

1月28日の時点で、あるSNSにおける仲川げん（奈良市長）と称するアカウントは、発熱やせきの症状があればマスクをして病院に行き、診察を受けることを促す情報を発信しております。ウイルスの感染力や感染対応も明らかになっていない中で、むしろかの国のパンデミックに陥った状況を見れば感染力は非常に強いものと推測される中で、無知な素人による極めて危険な情報発信ではないかと憂慮するものであります。

まず、ここに印刷をしてきましたが、（三橋和史委員資料を示す）これは奈良市長のアカウン

トで間違いありませんか。

○山本浩之総合政策部参事 御質問にお答えいたします。

間違いございません。

○三橋和史委員 行政機関の長たる奈良市長のアカウントにおいて、なぜこのような初歩的な誤った危険な情報発信が行われたのか、疑問でなりません。

当該情報発信に至るまでの過程について伺いますが、この情報発信を行おうとする起案日、起案者、起案部署、庁内での合議を実施した部署、決裁者についての答弁を求めます。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

個人のアカウントでございますので、市長自らが発信されたと認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 庁内の手続を経ずに奈良市長のアカウントで発信をされたということですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

言いますように、市長の個人のアカウントでございますので、市長の判断で上げられました。

○三橋和史委員 いや、個人のアカウントとはいいますが、奈良市長の肩書を語って情報発信されている。

市が発出する広報文書は様々ございます。そこに奈良市長の名で発出する分については、全て担当課が起案して、庁内の手続を経て、決裁を経て広報されるものであります。なぜこれが奈良市長の肩書を語って、個人アカウントとしての位置づけでこのような保健衛生に関わる重大な内容を発信しているのか、理解に苦しむところであります。

秘書広報課も関与することなく、また、保健所の所長も確認することなく、市長が独断で発信したということですか。

○山本浩之総合政策部参事 そういうことになろうかと思えます。（三橋和史委員「ほう」と呼ぶ）

○三橋和史委員 いや、これは非常に危険な情報発信の体制でありますし、市としての広報体制がまともに機能していないことを表す象徴的な事件であります。奈良市は、広報資料を発表する際に何らかの手続的な要領を定めていないのでしょうか。

住民票1つ取るにしても、あの定型的な文書でさえ正規の手続を経て発出されるものなんです。片やこの保健衛生に関わる重大な問題について、しかも誤った情報が出ていくようなリスクをはらんでいる、そういった状況において、所管課が関与していない、これは重大な問題だと私は思います。

市の所管部署が関与せずに、奈良市長の名を語って情報発信するのであれば、奈良市という行政機関とは何ら関係のない旨を表示させるか、防災や衛生などの市民の生命に関わる情報については発信させないことが必要だと思います。所管部署の公式アカウントでまず広報を行い、それを拡散する形で実施すべき情報発信である、これが現実的かと考えます。その点について改善を求めますが、秘書広報課長、いかがですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

原則的にはそういう形で今までもやってまいりました。ただ、今回ちょっと前後したというところがあるようでございます。申し訳ございません。

○三橋和史委員 いや、改善を求めます。いかがですか。

○山本浩之総合政策部参事 そのようにしてまいります。

以上でございます。

○三橋和史委員 誤った点についてはすぐに改めるという姿勢はすばらしいと思います。もう結構でございます。ありがとうございます。

災害時やパンデミック時に行政が誤った情報を流す限り、いかに高度な技術をもってしても防災・防疫は奏功せず、被害は拡大するものであり、真実を隠し、誤った情報を流す者は超危険人物であるということを肝に銘じておいてもらいたく、求めます。

また、この点に関連しまして、奈良市が発表した報道資料にも存在しない部署名が記載され、作成名義を誤るというあり得ない広報事務も行われておりました。なぜ議員の私がこのような初歩的な事項を逐一指摘しなければならないのか分かりませんが、行政の事務能力を上げてもらわなければなりません。

観点を変えますが、現況においては、市場ではマスクやアルコール等の衛生用品が不足し、取引の金額も高騰している状況にあります。

奈良市及びその周辺においても同様であることは言うに及ばないところでありますが、特に摘示申し上げたいのは、医療機関においてマスクやアルコール等の入手が困難な状況にあるということでございます。場合によっては、手術さえも通常どおりに実施することができないという状況があるように聞いてございます。

必要に応じて、行政が備蓄するマスク等を高騰前の適正価格で譲渡することなどが必要ではないかと提案するものでありますが、保健所長の見解を伺います。

○佐藤敏行健康医療部長 御質問にお答えいたします。

物資の補給につきましては、現在、市場が大変混乱した状況にあるということは認識しております。

各病院が今どのような状況でありますか、まだ調査しておりませんが、まず流通の部分において、物が確保できたら医療関係者と病院等にまず回していただきたいというふうに思うところであります。

病院のほうから具体的な相談がありましたら、保健所としてもできることをやっていきたいと思っておりますけれども、私どもも備品等が少ない状況でございます。また、サージカルマスクN95等、本当に払底しているようでございます。こういった対策ができますか、今後努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 医療機関においてマスク等が不足しているかどうか、いまだに調査をされていないという点は驚きを隠せないわけではあります。これ、早急に調査して実態を把握してください。いかがですか。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

調査につきまして、どのような調査ができますか、まず市立病院等、大きい病院等の状況を聞いてみたいと思っております。その結果、調査のスキームを考えてまいりたいというふうに思います。

○三橋和史委員 市立病院の状況も把握されていないんですか。もう結構ですけれども、早急に把握してください。

この奈良市におけるマスクやアルコール、また、医療機関や消防における防護服等の備蓄量です。ね——保有量。これは一体幾らあるのでしょうか、お答えください。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時43分 休憩

午後3時43分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

病院がどのような物資、あるいは薬剤、そういったものをどれだけ保有しているかということにつきましては把握しておりません。（三橋和史委員「奈良市は」と呼ぶ）奈良市としても、病院並びに医療機関の現状、どのようなものがどれだけ足りないかということについては……。

（三橋和史委員「奈良市に備蓄している数を聞いている」と呼ぶ）

○内藤智司委員長 挙手してください。（三橋和史委員「危機管理監でもいいですよ。誰でもいいですよ」と呼ぶ）

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時44分 休憩

午後3時46分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

消防が救急のために必要なサージカルマスクの備蓄を保有しておりますが、正確な数については今、手元にございませぬ。申し訳ございませぬ。

以上です。（三橋和史委員「答えていないでしょう。奈良市の保有量を聞いている」と呼ぶ）

○内藤智司委員長 挙手してください。（三橋和史委員「委員長から注意してくれないと。奈良市の数」と呼ぶ）

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時46分 休憩

午後3時48分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

防護服等の数につきまして、現在、把握しておりませぬ。これから調べることになろうかと思ひます。

以上です。

○三橋和史委員 防護服もそうですが、マスクもアルコールの備蓄量も把握していないという答弁でありました。早急に数を調査して、発表してください。いかがですか。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

取りかかりたいと思ひます。

以上です。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、人事関連と保健関係について時間を要しましたので質問を飛ばしたいと思ひます。

情報政策課長をはじめ各所管課において御努力いただき、奈良市官民データ活用推進計画の策定に向けて、意見公募手続に付している段階でございます。

中でも行政の保有する情報のオープンデータ化の取組については、私の指摘により随分と進められているものと認識しております。これまでに庁内共有とオープンデータ化の計画を示していた対象データについては、計画に基づいて実行してもらえれば言うことは何もないというところであります。

しかしながら、その中でオープンデータ化の方針が示されてこなかった地番図についてであります。行政財産は本来的に市民ないし国民のものであり、オープンデータ化の取組の趣旨に照らせば、公開を回避すべき理由は何もないものと思料いたします。

地番図の二次利用が可能なデータを公表することについて、このデータを管理する資産税課長の答弁を求めます。

○中山 薫資産税課長 三橋委員の質問にお答えいたします。

地番図のオープンデータ化についての御質問でございます。

地番図をオープンデータ化すれば、インターネット等を通じまして利用者が容易に無償で取得でき、また、シェープファイル形式によるデータは加工、編集等二次利用が可能なため、様々な分野での活用が期待され、総務省もオープンデータの取組を推進しているところがございます、その意義、重要性を踏まえまして、地番図のオープンデータ化を進めたいと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 ただいまの答弁はすばらしいと思います。

この地番図を公表するに当たっては、なかなか税務職員にとっては抵抗のあるものという声をよく聞くわけですが、これをオープンデータとして公表することによって、地域住民や民間事業者によって幅広い有効活用が期待され、防災や学術研究、また民間事業者等の市場調査も容易にできるものとして、経済活動等の活性化も見込むことができるものと考えます。すばらしい方針であると高く評価するものであります。

もう時間がありませんので、せっかく来ていただいたので、意見だけ申し上げておきます。

廃棄物対策課長と環境部長が出席されているわけですが、奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例案についてであります。さきの委員会質疑を受けて環境部長、廃棄物対策課長は調査研究を重ねられたようで、瑕疵ある資料内容を修正して手続を実施し直し、さらに、私が議員控室で示した問題点や課題について改善を図る努力が見える点については、評価できるものと思います。

一つだけ、手続上の問題点について、この条例案は次の3月定例市議会への提出を目指しているということですが、いまだに具体案を示した状態での意見公募手続というのが実施されていないんですね。意見公募手続、すなわちパブリックコメントについては、具体案を示す、明確な内容を示す、こういったことが求められるわけであります。

ここにいう具体的かつ明確というのは、法文であればまさに法文そのものを示すべきであるということであり。奈良市の指針の内容も、最終的な意思決定を行う前に公表すると規定しているということは、これと同旨であると考えます。

この点については、最終的な意思決定を行ったのが仮に先月、1月28日に法令審査会を開いているという確認も取れておりますが、この時点だったとすれば、パブリックコメントを具体的かつ明確な内容を示して行うことは十分に可能であったはずであります。

また、3月定例市議会に向けてもまだ多少の期間もございますので、正規の手続を適正に踏んで実施をしていただきたい、意見公募手続を実のあるものにしていただきたいというふうに思い

ます。こういった点についても、法務能力の具備、また知識の具備、こういったことが必要になってくると思いますので、この点をよく酌んでいただいて、取り組んでいただきたいと思います。

時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○内藤智司委員長 健康医療部長、環境部長及び廃棄物対策課長には退席していただきます。ありがとうございました。

(佐藤敏行健康医療部長、奥田晴久環境部長、鈴木啓也廃棄物対策課長退室)